**隠岐ユネスコ世界ジオパークパッケージ等開発助成事業　要綱**

（趣旨）

1. この要綱は隠岐ユネスコ世界ジオパークパッケージ等開発助成事業（以下「助成事業」という。）

について、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　本助成事業は、ジオパークを意識した隠岐ならではの新商品の開発に取り組む事業者に対して、隠岐ら

しいパッケージやデザイン品の開発に必要な経費を支援することにより、持続可能な地域経済の活性化と来島者の満足度及び隠岐ユネスコ世界ジオパークの認知度の向上を目的とする。

（対象事業）

第３条　一般社団法人隠岐ジオパーク推進機構（以下「推進機構」という。）はこの要綱に基づき、事業を行う者に対し予算の範囲内において助成金を交付する。当該助成事業の内容、助成金の額等に関しては、「隠岐ユネスコ世界ジオパークパッケージ等開発助成事業」募集要項に掲げるとおりとする。

(定義)

第４条　[この要綱](http://www.town.ora.gunma.jp/chosei/jorei/reiki_honbun/e271RG00000446.html#l000000000)における「パッケージ」とは、販売又は島外者などへの提供を目的として製造されてい

る食品、民・工芸品、プレミアム品などの外袋類や包装紙、お土産袋、ランチョンマット、箸袋、簡易

式お手拭き等をいう。

２　[この要綱](http://www.town.ora.gunma.jp/chosei/jorei/reiki_honbun/e271RG00000446.html#l000000000)における「デザイン品」とは、手ぬぐいやタオル類、ステッカー、文具、小物類等をいう。

３　同条１項、２項における判断が難解なものについては、一般社団法人隠岐ジオパーク推進機構事務

局長（以下「局長」という）が適当と認めたものとする。

(応募者資格)

第５条　この要綱における「事業者」とは、次の(1)から(5)のいずれかに該当するものをいう。

1. 意欲的に開発に取り組む事業者
2. 隠岐郡内で事業を行っている中小企業者(中小企業基本法(昭和３８年法律第１５４号)第２条に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。)
3. 隠岐郡内で事業を行っている個人事業者
4. 商工会及び各協同組合
5. その他、局長が適当と認めるもの

(応募条件）

第６条　申請対象商品は、以下の条件を全て満たす商品とする。

(1)　法令に違反しない商品であること。

(2)　助成事業終了後、1年間以上の継続が見込める商品であること。

(3)　公序良俗に反しない内容であること。

(4)　過去２年以内にこの事業助成を受けていない商品であること。但し、商品の内容変更に伴う場合

はその都度協議する。

(助成金申請)

第７条　新商品の研究開発にともない助成金を受けようとする事業者は、年度ごとに定める期日(以下「指定日」という。)までに、助成金交付申請書 ([様式](http://www.town.ora.gunma.jp/chosei/jorei/reiki_honbun/e271RG00000446.html#e000000273)第１号)及びこれに掲げる関係書類を添付の上、協

議会に提出しなければならない。

(審査)

第８条　助成の審査は、助成事業審査会(以下「審査会」という。)が行う。

２　審査に関する事項は、別で定める隠岐ユネスコ世界ジオパークパッケージ等開発助成　審査会規程

による。

（助成金交付決定）

第９条　審査会において助成の決定があったとき推進機構は、すみやかに申請者に対して助成金交付決

定通知書（様式第２号）を交付する。

（事業期間）

第１０条　助成事業の期間（以下「期間」という。）については、年度ごとの募集案内に定めるものとす

　る。

２　期間内に、助成事業が完了しないことが判明した場合は、助成事業期間延長申請書（様式第３号）を

期間完了日までに推進機構に提出し、適当と認めた場合において、完了予定日より３か月間を限度に期

間の延長を行うことができるものとする。

３　前項における申請書提出をうけた推進機構は、遅延事由を直ちに審査し適当と認めた場合は、助成

事業期間延長承諾書（様式第４号）を事業者に直ちに交付しなければならない。但し、この場合におい

ての延長期間については、妥当性を勘案し、事業者からの申請延長期間よりも短縮して承諾することが

できる。

（実績報告）

第１１条　事業者は事業完了後、事業完了届（様式第５号）及びこれに掲げる関係書類等、並びに成果物

を推進機構が指定する期日までに提出しなければならない。

（額の決定）

第１２条　推進機構は前条に規定する実績報告の提出を受けたときは、速やかに内容を審査の上、交付

すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書（様式第６号）により事業者に通知するものとす

る。

（助成金の請求）

第１３条　推進機構は、前条第１項の額の確定を行ったのち、事業者から提出される助成金精算払（概算

払）請求書（以下「請求書」という。）（様式第７号）により助成金を交付する。

２　助成金の交付は、事業者の指定する銀行口座への振り込みとする。

３　推進機構は、必要があると認めるときは、概算払いすることがある。

４　前項の場合、事業者から提出される請求書（様式第７号）により、推進機構は交付決定額の７割を限

度とし交付する。

（助成の取消）

第１４条　推進機構は、事業者が[次の各号](http://www.town.ora.gunma.jp/chosei/jorei/reiki_honbun/e271RG00000446.html#e000000199)のいずれかに該当するときは、助成金交付を取り消すことが

できる。

(1)　 第１０条２項における申請書の提出がなく、指定日までに事業完了しないとき。

(2)　虚偽の申請、その他不正の行為があったと認められるとき。

２　推進機構は、[前項](http://www.town.ora.gunma.jp/chosei/jorei/reiki_honbun/e271RG00000446.html#e000000196)の規定により助成金交付を取り消したときは、事業採択取消通知書 ([様式](http://www.town.ora.gunma.jp/chosei/jorei/reiki_honbun/e271RG00000446.html#e000000273)第８号)

により当該事業者に通知するものとする。

３　推進機構は、前項の規定により助成金交付の取消しを受けた者に対し、既に交付した助成金の全部

若しくは一部の返還を命ずることができる。

（改定）

第１５条　この要綱の改定の必要が生じた場合は、審査会を経て事務局長が決定する。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるものの他、必要な事項は事務局長が決定する。

附　則

[この要綱](http://www.town.ora.gunma.jp/chosei/jorei/reiki_honbun/e271RG00000446.html#l000000000)は、令和４年６月１日から施行する。